

<新旧対照表>

(1) 対象個別約款

- ①一般料金あんしんダブル料金契約
- ②ほっとライフ料金あんしんダブル料金契約
- ③コージェネ料金あんしんダブル料金契約
- ④ガス空調料金あんしんダブル料金契約
- ⑤プラス割料金あんしんダブル料金契約

(2) 変更箇所と変更内容

項目	新	旧
付帯サービス	当社は、お客さまに対して、ガス供給と合わせて、<u>以下の（１）、（２）および（３）の付帯サービスを提供いたします。なお、提供する付帯サービスの組み合わせは以下の通りといたします。</u> <u>・（１）および（２）</u> <u>・（２）および（３）</u> <u>・（１）、（２）および（３）</u> （１）ガス警報器の設置サービス お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定するガス警報器の中からお希望される機種のガス警報器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表４のとおりといたします。 （２）駆けつけサービス 当社は、需給契約に基づく需給場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で行います。サービスのご提供にあたり、作業内容を委託する場合があります。サービス内容等は、別表５のとおりといたします。 （３）住宅用消火器の設置サービス <u>お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定する住宅用消火器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえる住宅用消火器については、お客さまの立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換いたします。なお、住宅用消火器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表６のとおりといたします。</u>	当社は、お客さまに対して、ガス供給と合わせて、以下の付帯サービスを提供いたします。 ① ガス警報器の設置サービス お客さまは、需給契約の期間中、当社の指定するガス警報器の中からお希望される機種のガス警報器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービス内容等は、別表４のとおりといたします。 ② 駆けつけサービス 当社は、需給契約に基づく需給場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で行います。サービスのご提供にあたり、作業内容を委託する場合があります。サービス内容等は、別表５のとおりといたします。
需給契約の解約	（１）お客さまは、基本約款９に基づき、あらかじめ当社または当社の指定店に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客さまが別表４（９）、<u>別表６（９）にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行うことがあります。</u>	（１）お客さまは、基本約款９に基づき、あらかじめ当社または当社の指定店に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客さまが基本約款９または別表４（９）にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
付則	１．本個別約款の実施期日 本個別約款は、<u>２０２４年１１月１日</u>から実施いたします。	１．本個別約款の実施期日 本個別約款は、２０２３年７月１日から実施いたします。

項目	新	旧																										
(別表2) 付帯サービス料金	(1) 料金表（2023年7月1日以降に本個別約款2に定める契約の申し込みをしていただいたお客さま） ① 電源式警報器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0207、101-0208、101-0503、101-0506） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>392円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0105、101-0106） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>336円</td></tr></table> ② 電池式警報器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0703、101-0803） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>421円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0601） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>382円</td></tr></table> ③ 住宅用消火器を設置する場合 ア 住宅用消火器（型番：MVF1HAR） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>298円</td></tr></table> ④ 電源式警報器、住宅用消火器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0207、101-0208、101-0503、101-0506）、 住宅用消火器（型番：MVF1HAR） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>679円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0105、101-0106）、 住宅用消火器（型番：MVF1HAR） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>623円</td></tr></table> ⑤ 電池式警報器、住宅用消火器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0703、101-0803）、 住宅用消火器（型番：MVF1HAR） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>708円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0601）、 住宅用消火器（型番：MVF1HAR） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>669円</td></tr></table>	ガスメーター1個につき1か月	392円	ガスメーター1個につき1か月	336円	ガスメーター1個につき1か月	421円	ガスメーター1個につき1か月	382円	ガスメーター1個につき1か月	298円	ガスメーター1個につき1か月	679円	ガスメーター1個につき1か月	623円	ガスメーター1個につき1か月	708円	ガスメーター1個につき1か月	669円	(1) 料金表（2023年7月1日以降に本個別約款2に定める契約の申し込みをしていただいたお客さま） ① 電源式警報器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0207、101-0208、101-0503、101-0506） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>392円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0105、101-0106） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>336円</td></tr></table> ② 電池式警報器を設置する場合 ア ガスCO火災警報器（大阪ガス製型番：101-0703、101-0803） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>421円</td></tr></table> イ ガスCO警報器（大阪ガス製型番：101-0601） <table><tr><td>ガスメーター1個につき1か月</td><td>382円</td></tr></table>	ガスメーター1個につき1か月	392円	ガスメーター1個につき1か月	336円	ガスメーター1個につき1か月	421円	ガスメーター1個につき1か月	382円
ガスメーター1個につき1か月	392円																											
ガスメーター1個につき1か月	336円																											
ガスメーター1個につき1か月	421円																											
ガスメーター1個につき1か月	382円																											
ガスメーター1個につき1か月	298円																											
ガスメーター1個につき1か月	679円																											
ガスメーター1個につき1か月	623円																											
ガスメーター1個につき1か月	708円																											
ガスメーター1個につき1か月	669円																											
ガスメーター1個につき1か月	392円																											
ガスメーター1個につき1か月	336円																											
ガスメーター1個につき1か月	421円																											
ガスメーター1個につき1か月	382円																											

項目	新	旧
(別表4) 警報器の設置サービス	(9) 需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、 <u>当社は需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行う場合があります。</u> ① ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。 ② 上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。 ③ 設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にともないガス警報器の交換を実施したとき。 ④ <u>有効期限到来後4か月を経過してもお客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換できない場合。</u>	(9) 需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約させていただく場合があります。 ① ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。 ② 上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。 ③ 設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にともないガス警報器の交換を実施したとき。
(別表5) 駆けつけサービス	(8) 本サービスの対応時間は、訪問約束時刻が <u>別途当社ホームページに記載する</u> 時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は本サービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。 (9) 一次対応希望の連絡は、ご契約時にお客さまにお渡しする一次駆けつけサービス券に記載の電話番号へ <u>別途当社ホームページに記載する</u> 受付時間内に連絡いただくものとします。	(8) 本サービスの対応時間は、訪問約束時刻が以下に規定する時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は本サービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。 平日(月～土):9時～17時 (9) 一次対応希望の連絡は、ご契約時にお客さまにお渡しする一次駆けつけサービス券に記載の電話番号へ下記の受付時間内に連絡いただくものとします。 平日(月～土):9時～19時 日・祝日:9時～17時
(別表6) 住宅用消火器の設置サービス	(1) <u>当社は、本個別約款に基づく需給契約の成立後、料金適用開始日までに住宅用消火器を設置いたします。</u> (2) <u>住宅用消火器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1台に限り設置できるものといたします。</u> (3) <u>需給契約の期間中、設置した住宅用消火器が正しく動作しない場合は、無償で修理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、住宅用消火器の作動等に関する当社のお客さまに対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。</u> (4) <u>住宅用消火器の有効期限は、メーカー保証書また住宅用消火器本体に記載のとおりとします。</u> (5) <u>需給契約の期間中に有効期限をむかえる住宅用消火器については、お客さまの立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換いたします。</u> (6) <u>需給契約の期間中に、火災が原因で住宅用消火器をご利用された場合は、無償で交換いたします。</u> (7) <u>設置する住宅用消火器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。</u> (8) <u>第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、住宅用消火器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。</u> (9) <u>需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約するもしくは適用する契約種別の見直しを行う場合があります。</u> ① <u>住宅用消火器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。</u> ② <u>上記(6)～(8)までの定めに違反したとき。</u> ③ <u>住宅用消火器の更新に応じただけでないとき、もしくは、有効期限をむかえる住宅用消火器が、有効期限到来後4か月を経過してもお客さまの立会いのもと有効期限内の住宅用消火器に交換できない場合。</u> (10) <u>お客さまの転宅等により需給契約が解約となった場合、住宅用消火器は原則として当社にて回</u>	

項目	新	旧
	収させていただくこととし、お客さまは回収に協力するものとします。なお、お客さまのご承諾を得た上で、回収を行わない場合があります。 (1 1) 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものとします。	

以上